

鳥獣被害対策のめぐる事情と 行政上の諸対策について

令和5年6月
農林水産省 農村振興局
鳥獣対策・農村環境課
鳥獣対策室

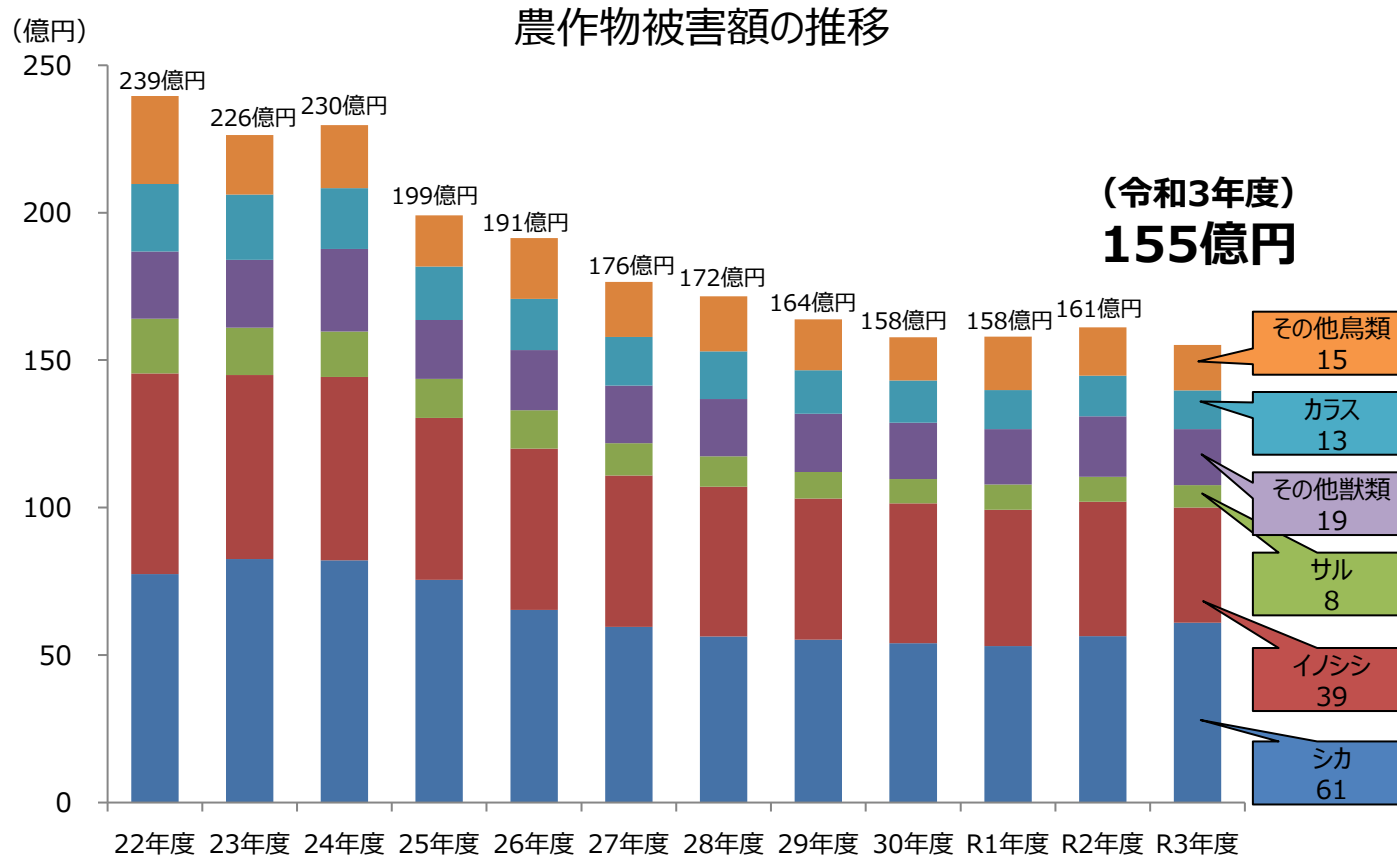
鳥獣被害対策のめぐる事情と 行政上の諸対策について

- 1 鳥獣被害の現状等について
- 2 鳥獣被害防止対策について
- 3 鳥獣被害防止に向けた取組事例

1 鳥獣被害の現状等について

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は155億円（令和3年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha（令和3年度）で、このうちシカによる被害が約7割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。**



農作物被害



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

【第1の柱】 個体群管理
鳥獣の捕獲



鳥獣対策の鉄則！ 3つの柱

【第2の柱】 侵入防止対策
柵の設置、追払いによる被害防除



侵入防止柵の設置



追払い

【第3の柱】 生息環境管理
刈払いによる餌場・隠れ場の管理
(緩衝帯の整備)、放任果樹の伐採



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

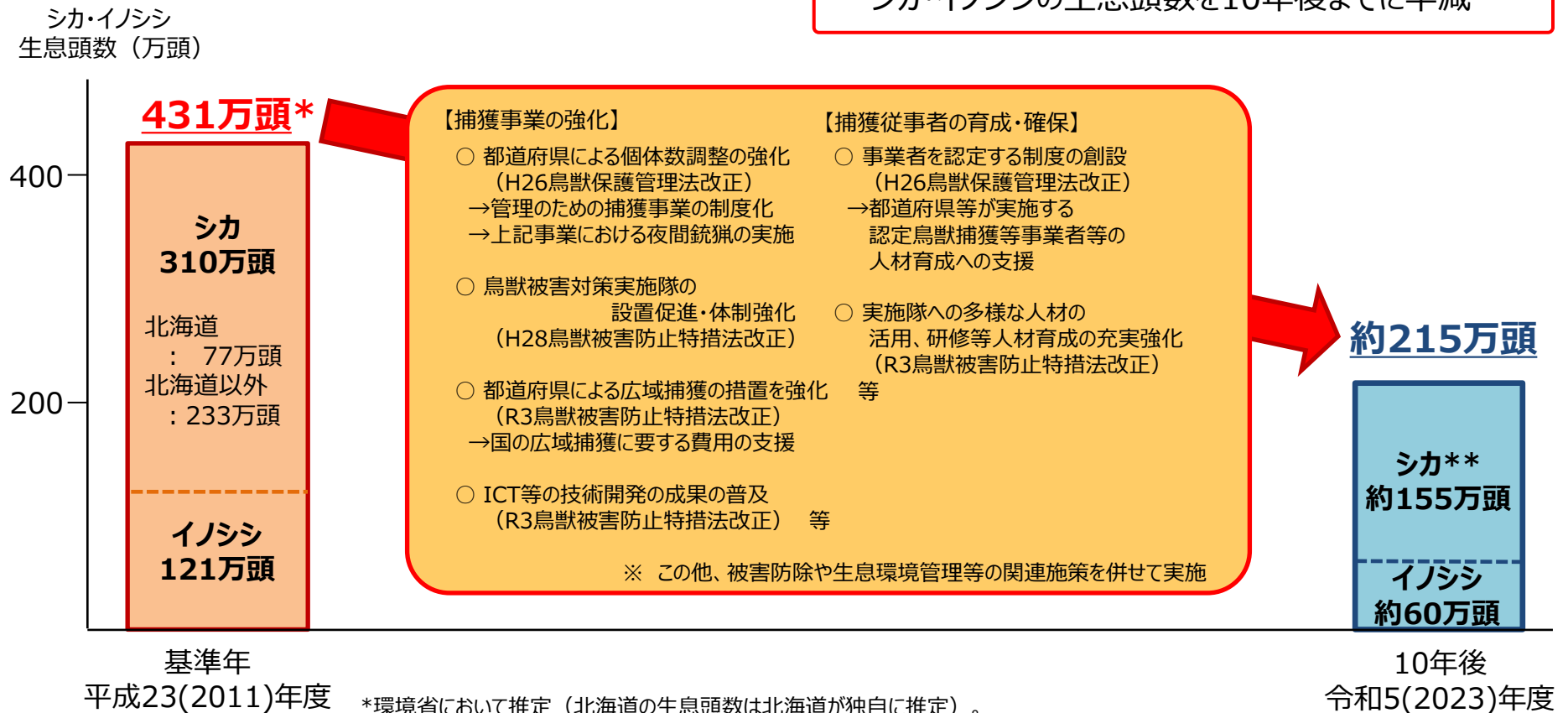
抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月 環境省・農林水産省策定）

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じ、当面の捕獲目標として、シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す**こととした『抜本的な鳥獣捕獲強化対策』を平成25年12月に環境省及び農林水産省にて策定。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減



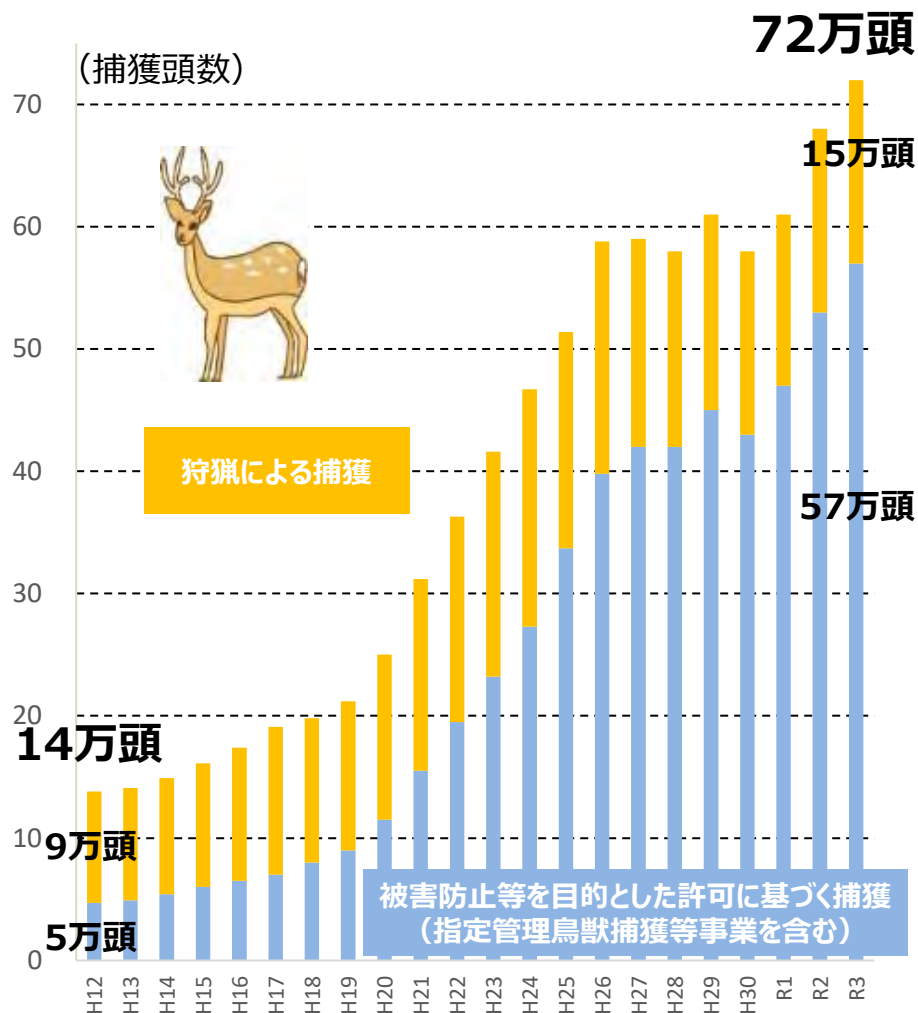
*環境省において推定（北海道の生息頭数は北海道が独自に推定）。
推定値は随時新たなデータを活用し算出（令和5（2023）年4月更新）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定生息数の半数（39万頭）を用いた。

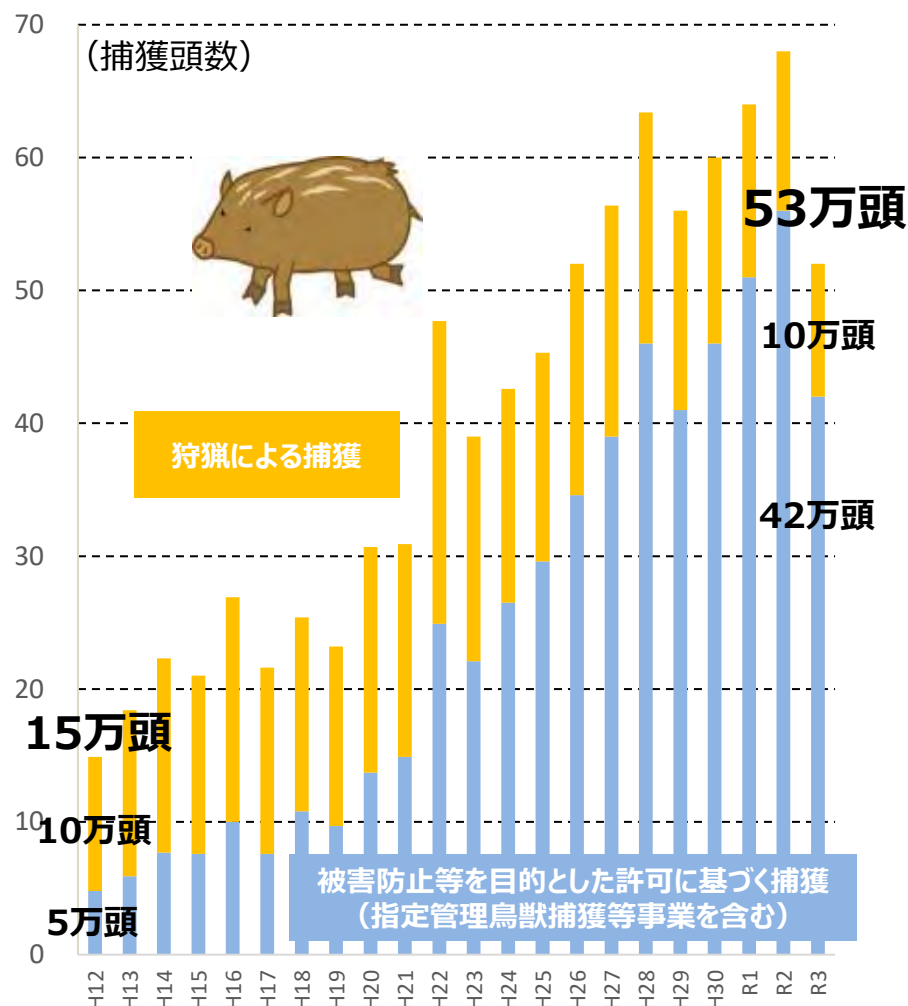
シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

【出典】「捕獲数及び被害等の状況等」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成

○ シカの捕獲頭数推移



○ イノシシの捕獲頭数推移



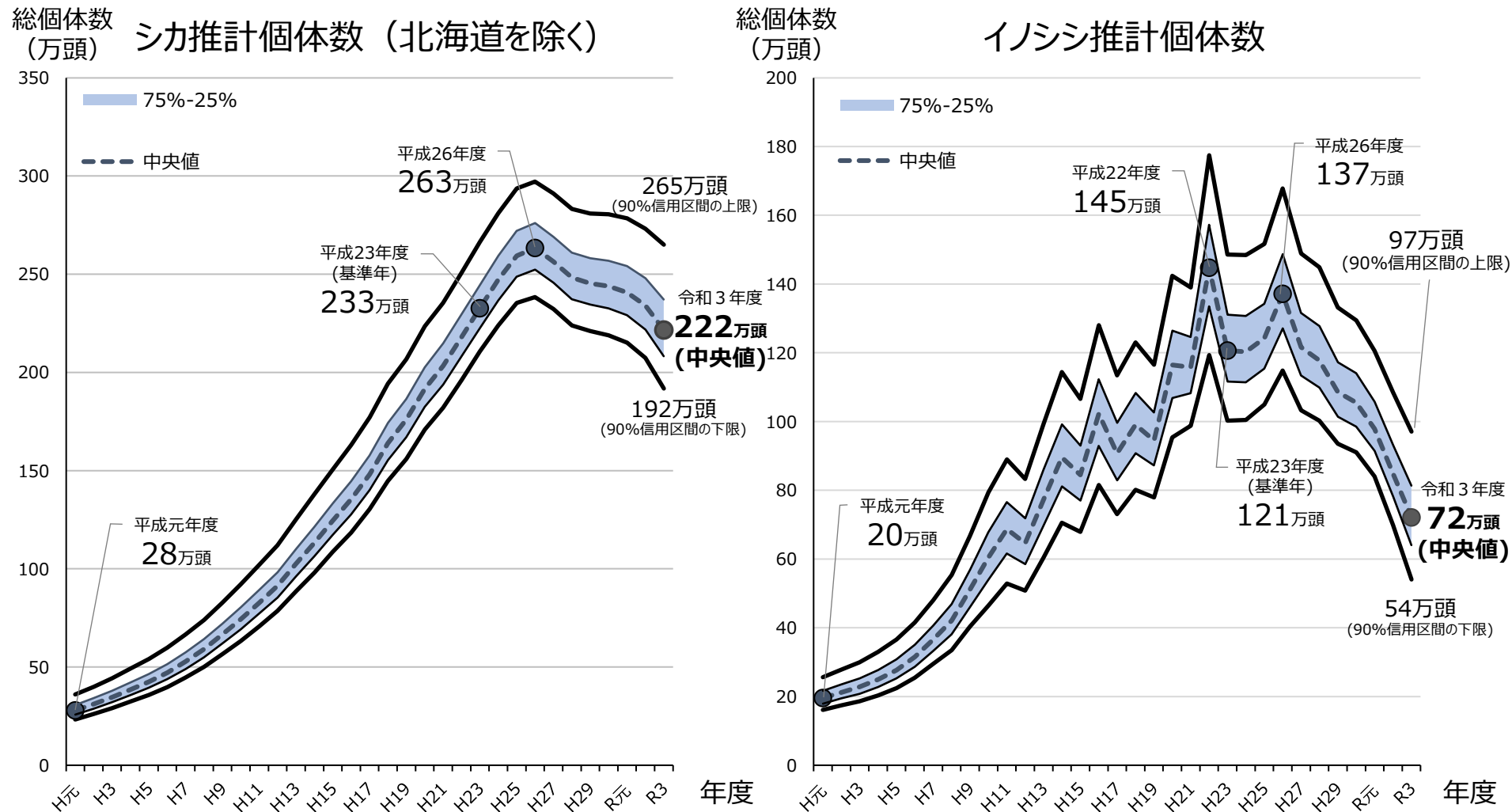
※ シカは北海道のエゾシカを含む数値。

※ シカ及びイノシシのR3捕獲数は速報値（令和4年8月17日現在）。捕獲数の訂正等により今後変更があり得る。

※ 四捨五入のため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

シカ・イノシシの個体数推定結果について

- シカは平成元年度～令和3年度で約8倍（中央値）に増加。平成26年度以降は減少傾向にあるものの、そのペースは鈍い。
- イノシシは平成元年度～令和3年度で約4倍（中央値）に増加。平成26年度以降は大幅な減少傾向。



【出典】「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について（令和3年度）」（環境省）

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【鳥獣被害対策実施隊の活動内容等】

○ 活動内容：捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施

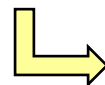
＜活動例＞



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追い払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

○ 隊員構成：

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事。

○ 実施隊設置の必要な市町村の手続き：

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

○ 実施隊員へのメリット措置：

主として捕獲に
従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可

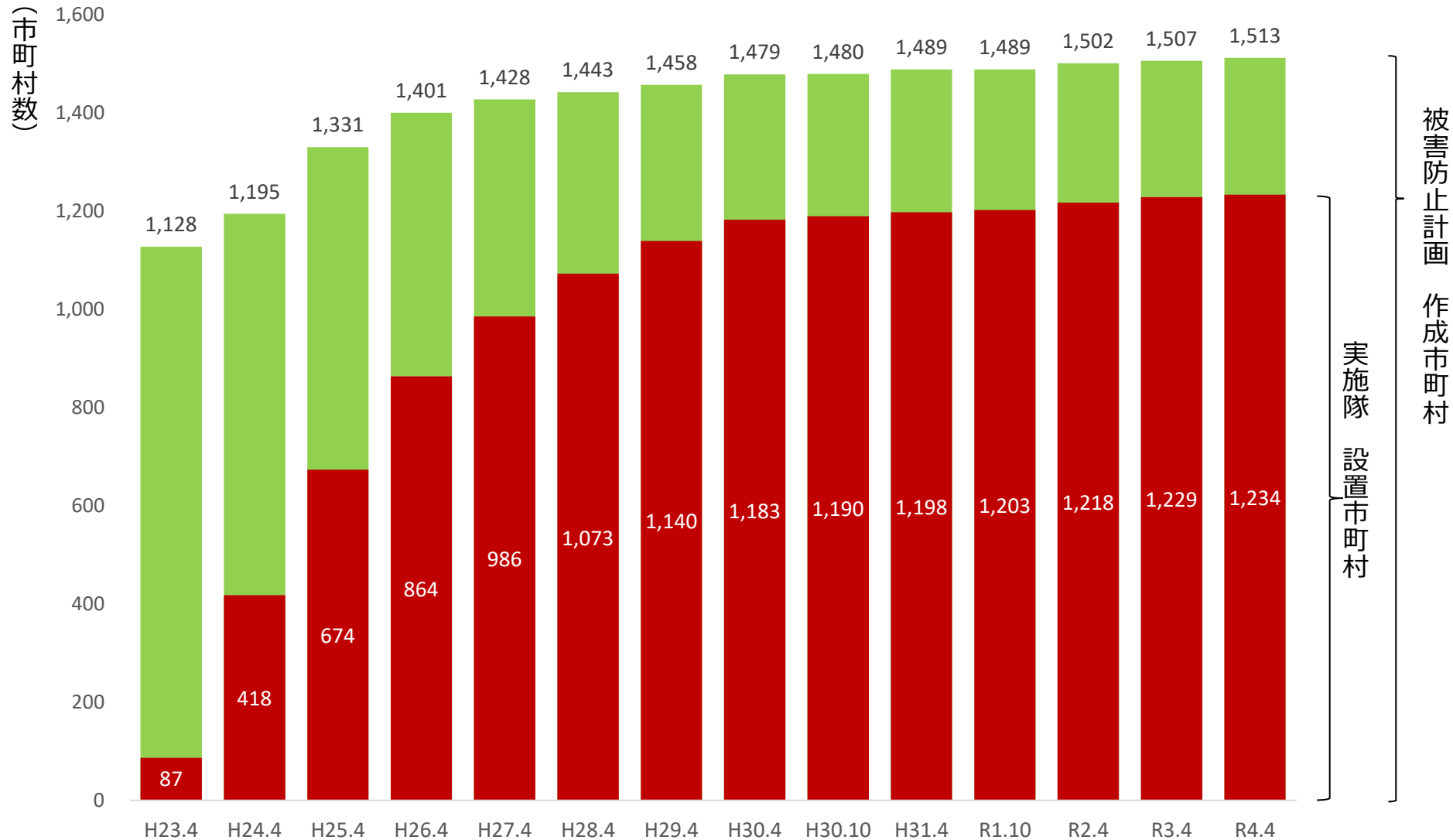


継続10年以上猟銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減免
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置は、実施隊員と同じく対象になり得る。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数の推移



※ 全国の市町村数は1741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1500

2 鳥獣被害防止対策について

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成

H19
(制定)

○現場に最も近い行政機関である**市町村が、策定した被害防止計画に基づき、総合的な取組を行うことに対して支援**すること等【主な支援措置】

- ・財政支援：**特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）**、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。
- ・権限委譲：市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。
- ・人材確保：**鳥獣被害対策実施隊を設置**することができ、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

H24
(改正)

○一定の要件を満たす場合、①鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』、②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成26年12月3日までの間』、**銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除**する規定を追加。

○国及び都道府県が対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成28年12月3日までの間』に2年間延長。

H28
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成33年12月3日までの間』に5年間延長。

○鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。

○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『**令和9年4月15日までの間**』に5年間延長。

○**都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置及び同措置に要する国による費用の補助に係る規定を追加**。

○**国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加**。

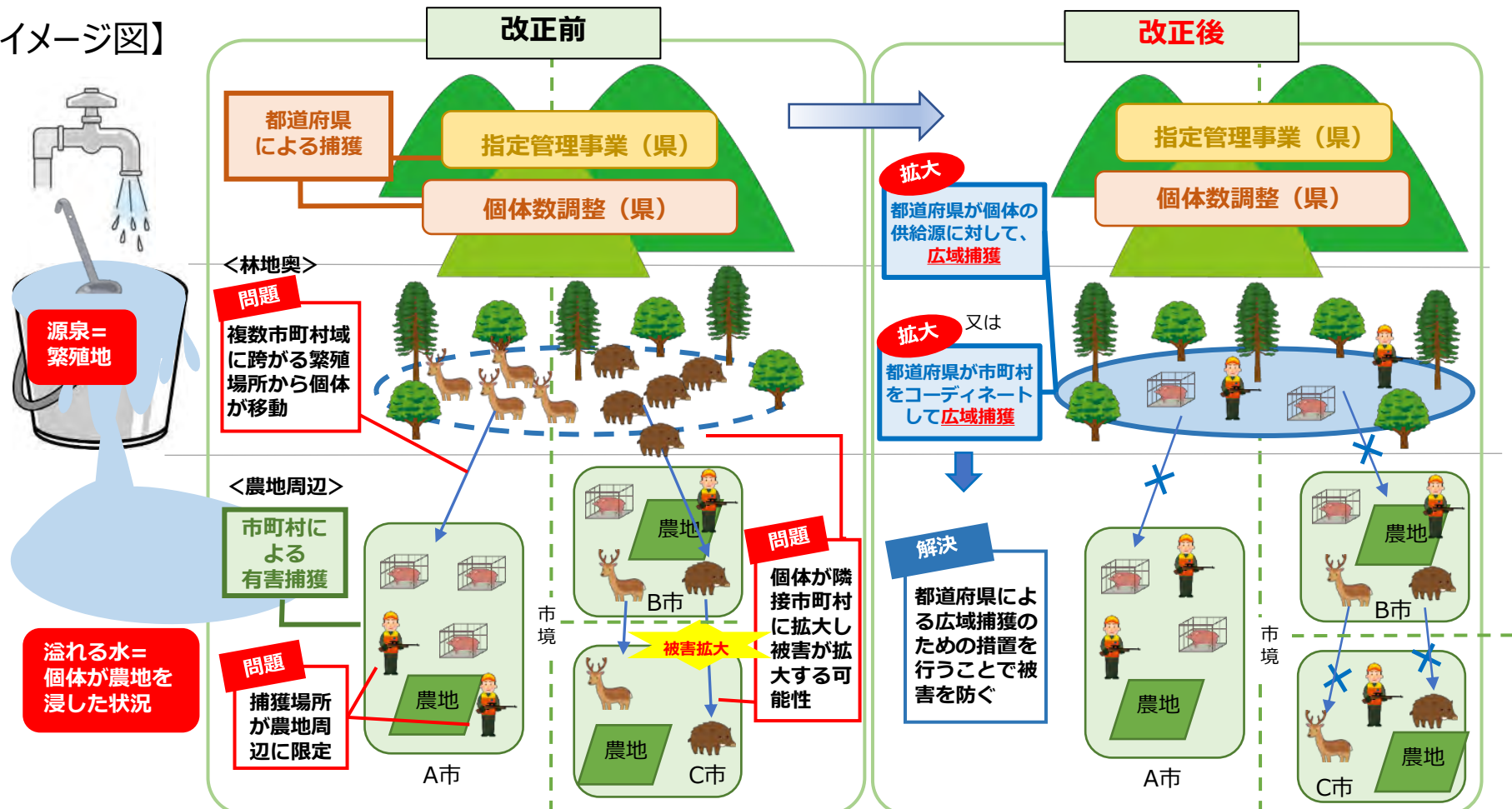
○**被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加**。

○捕獲した鳥獣の用途に**ペットフード、皮革を追加**、ジビエ利用に係る衛生管理の高度化に係る規定を新設。

複数の市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化

- シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、①別の県や市町村に移動して生じる**新たな被害を防ぐ捕獲**、②県や市町村を跨ぐ**林の中での繁殖場所での捕獲等**、**広域的な捕獲が重要**。
- このため、**都道府県が**、複数の市町村界をまたぐような**被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行えるよう**、**都道府県が講ずる措置の範囲を拡大**(市町村から県へ要請)。
- また、この広域的な捕獲について、**国は都道府県が行う調査及び鳥獣被害防止に関する措置に要する費用について、必要な財政上の措置を行う**。

【イメージ図】

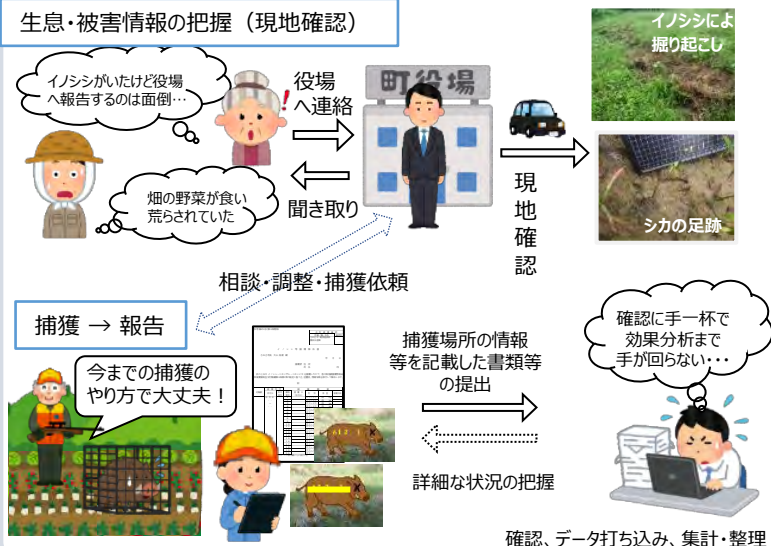


鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組

鳥獣被害対策現場の現状

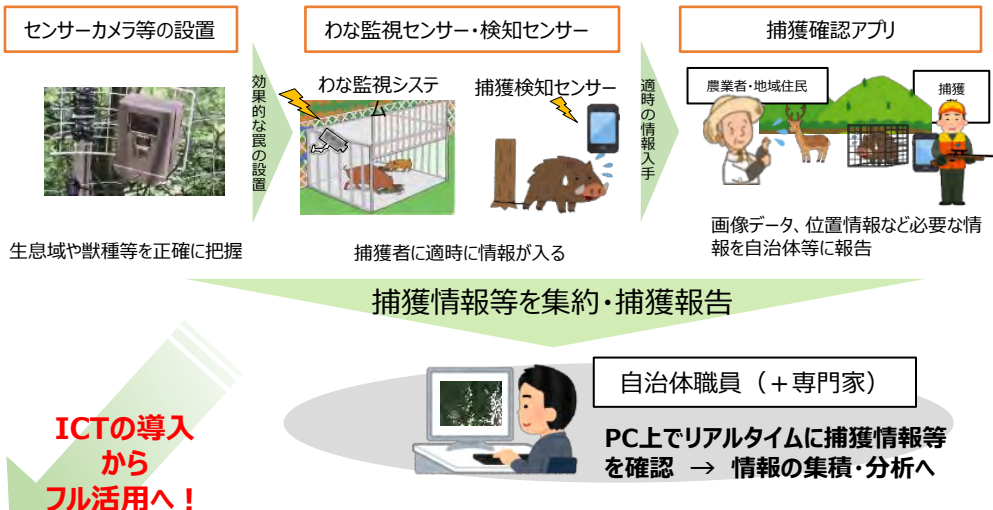
○アナログの場合、被害状況の把握等には大きな労力が必要

生息・被害情報の把握（現地確認）



ICTの導入・フル活用による対策の強化・効率化

- センサーカメラ等で生息域や対象獣種を正確に調査
- 捕獲に効果的な場所へのわなの設置 → わなセンサー等で適時の情報入手
- 捕獲確認アプリで必要な情報を自治体等に報告



【ICTをフル活用した鳥獣対策のイメージ】

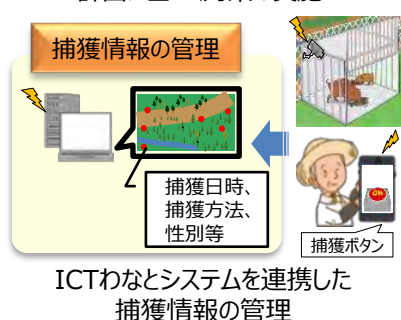
Plan : 計画

生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



Do : 実行

計画に基づく対策の実施



Check : 点検

対策の効果を確認し、課題を整理



Action : 改善

点検・分析を踏まえた対策の改善

鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施



ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！

効果的・効率的な捕獲活動に繋げること等を目的とした、新技術（ICT機器等）の実証・活用を支援します。ICT機器等の導入により加害個体の生息状況や被害発生箇所に関するデータが蓄積され、客観的な対策の効果の点検・評価ができ、取組内容の改善に役立ちます。

（１）支援内容

ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく、①新技術の実証、②新技術の導入が実施できます。

（２）補助率

- ① 定額（ただし、100万円以内/市町村（広域連携型※の場合は、110万円以内/市町村））
- ② 定額（ただし、実施隊が行う被害防止活動推進の限度額に200万円以内の加算/市町村）

< I C T 等 個 別 導 入 事 例 >

【生息・被害状況の確認】

生息・被害状況調査において、センサーカメラを活用することで、対象獣種等を正確に把握



センサーカメラ

画像による鳥獣の確認



各地域の個別の被害状況に応じ、適切な鳥獣対策が選定可能

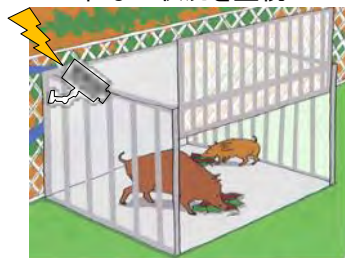
【わなによる捕獲活動】

監視システムを導入し、わなの状況を確認した上で、対象を選択後に捕獲を実施



捕獲者へ通知

わなの状況を監視



わなの見回り回数の低減や錯誤捕獲の防止により、効率的な捕獲活動が可能

注）スマートフォンやタブレット端末等の汎用機器の導入は支援対象外です。
※隣接する複数の市町村が共同で被害対策を実施する場合

< I C T を フ ル 活 用 し た 鳥 獣 対 策 の イ メ ー ジ >

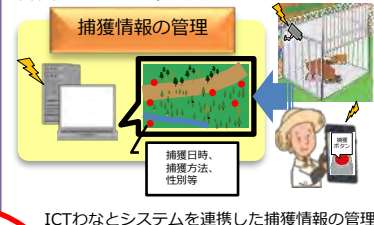
Plan：計画

生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



Do：実行

計画に基づく対策の実施



ICTを活用したPDCAサイクル

Action：改善

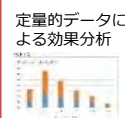
点検を踏まえた対策の改善



鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施

Check：点検

対策の効果を確認し、課題を整理



捕獲人材育成の充実強化に向けた取組

捕獲人材の現状

- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 広域捕獲等の計画策定を含めた高度な捕獲を行うことができる人材も不足。

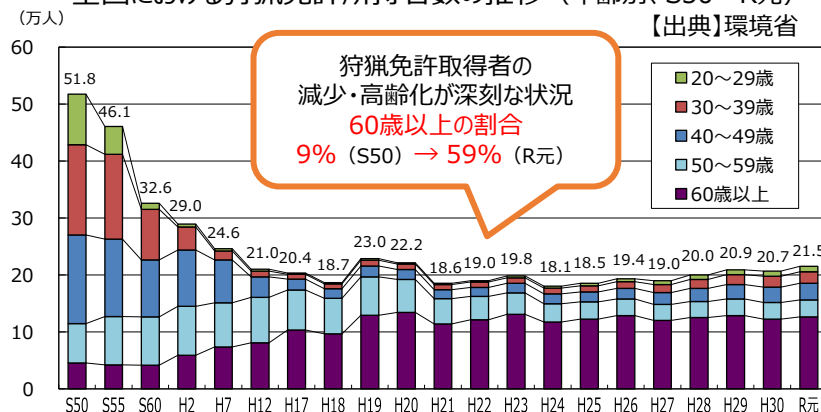
全国における猟銃等所持者数の推移 (S55～R3)

【出典】大日本猟友会



全国における狩猟免許所持者数の推移 (年齢別、S50～R元)

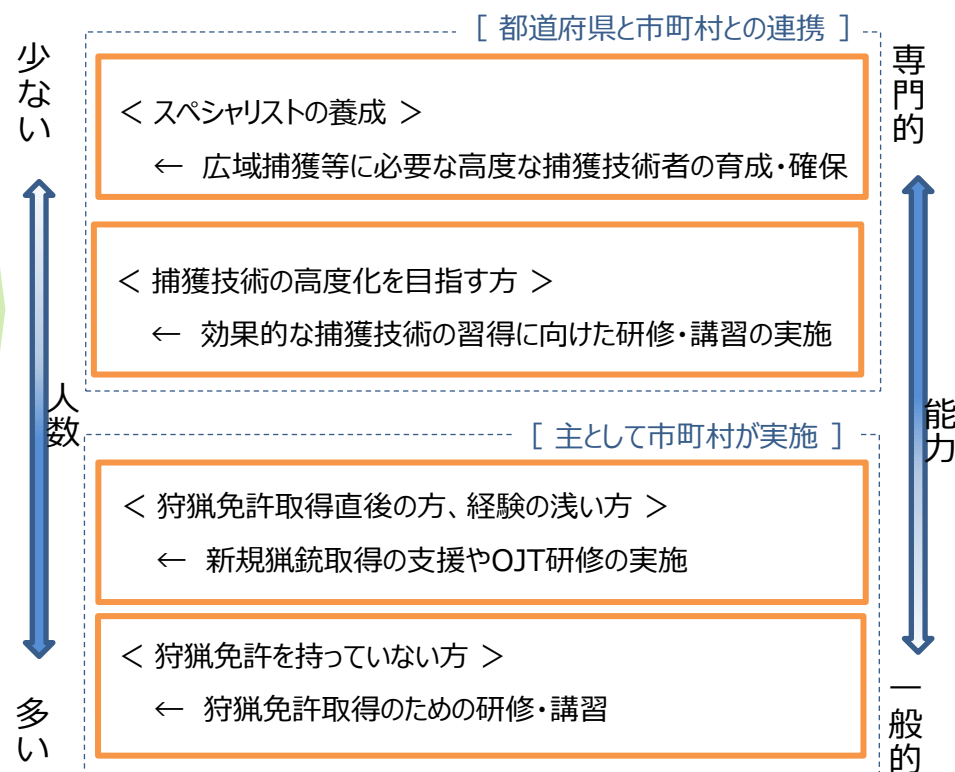
【出典】環境省



都道府県・市町村による体系的な研修等の対策

- **被害防止計画を策定する市町村、広域捕獲等を行う都道府県は狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施することが必要。**

【研修体系のイメージ】



地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に係る人材の確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修・講習などの受講費用等について支援します。

＜スペシャリスト養成への支援＞

高度な捕獲技術者の
育成に係る支援

補助率 定額

【限度額】300万円/都道府県※1

※1 都道府県広域捕獲活動支援事業により支援

＜捕獲技術を磨きたい方への支援＞

効果的な捕獲技術の習得など
研修・講習受講費用の支援

補助率 定額

【限度額】

○50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

○2,300万円/都道府県※2

※2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業により支援

＜経験の浅い方への支援＞

・OJT研修に係る支援

補助率 定額

200万円/市町村（20万円/月）以内

・新規猟銃取得の支援

補助率 1 / 2 以内

【上限単価】

10万円/人※1、50万円市町村※2

※1 49歳以下、※2 銃猟免許所持の実施隊員が4名以下

＜狩猟免許の取得を目指す方への支援＞

狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用を支援

補助率 定額

【限度額】50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

＜政策目標＞

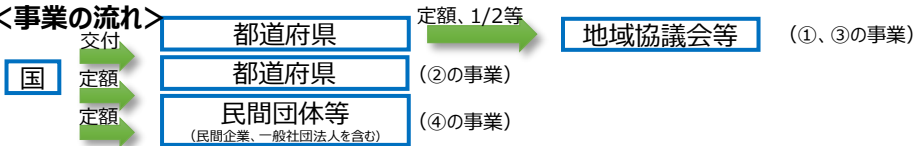
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

鳥獣被害防止総合対策交付金 9,603（10,003）百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備（侵入防止柵、捕獲技術高度化施設、処理加工施設等）を総合的に支援します。
ア 被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援
イ 鳥類に対する総合的な対策の支援
ウ 既設柵の地際補強資材の支援【令和4年度補正予算含む】 等
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組を支援します。
ア 豚熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等の支援 等
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行います。
ア 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援【令和4年度補正予算】
イ ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援【令和4年度補正予算】

＜事業の流れ＞



＜予算額の推移＞

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

＜事業イメージ＞

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】

【捕獲等の強化】

- ① ICT活用の定着に向けた取組の推進
データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援
被害等の可視化、対策への活用
- ② 鳥類に対する総合的な対策の実施
地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援
鳥類の食害を受けたキャベツ

【ジビエ利用拡大に向けた取組】

- ① 広域搬入体制の全国展開【令和4年度補正予算】
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開
- ② 豚熱発生県における支援
「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援
- ③ ジビエを扱う飲食店等の拡大【令和4年度補正予算】
消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施

【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する 特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する 特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

（注 1）被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は 5 割

（注 2）都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

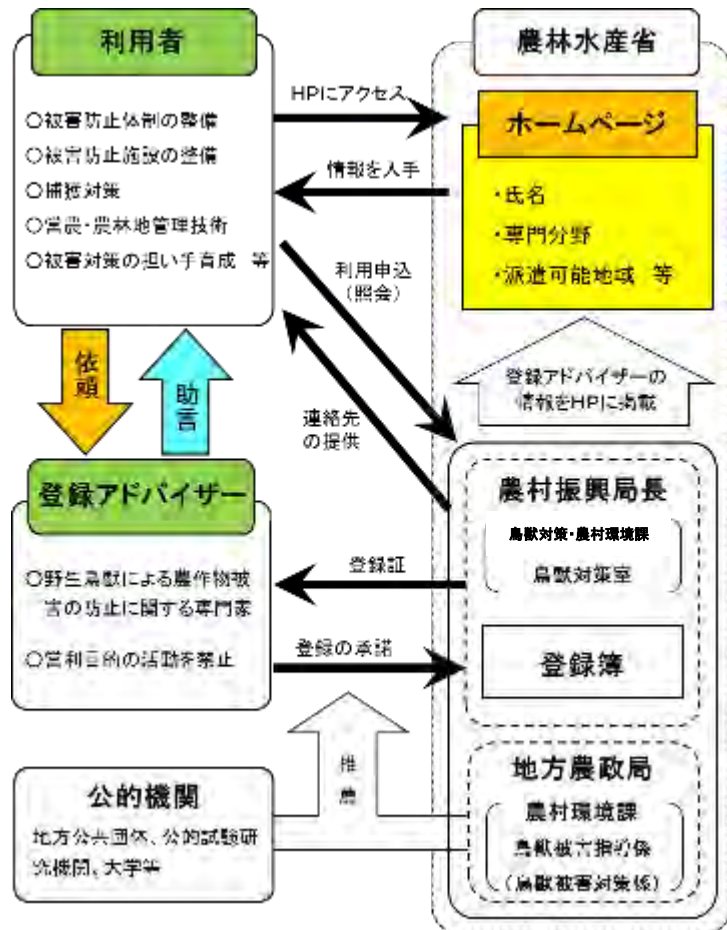
（注 3）都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

【参考】鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、地域における被害防止計画の作成及びその実施に際して助言等を行う「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」を紹介。（地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間団体等）
- また、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成、技術指導者等を育成する研修等を開催するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

登録者数：252名（令和5年4月現在）



○ 野生鳥獣被害防止マニュアル等



野生鳥獣による被害防止マニュアル等

鳥獣対策に関するマニュアルや技術を掲載しています。

1. 関連制度、総合対策
2. 自治体の方へ
3. イノシシ、シカ、サルの対策
4. 中型獣類（アライグマ、タヌキ等）の対策
5. 鳥類の対策
6. 人材育成
7. 先進技術
8. 過去のマニュアル

■ 農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)